

公益財団法人科学技術交流財団競争的資金不正使用防止協議会設置要領

(目的)

第1条 公益財団法人科学技術交流財団(以下「財団」という。)において、競争的資金不正使用防止計画を推進するため、理事長の指揮の下に、競争的資金不正使用防止協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。ただし、協議会会長(以下「会長」という。)が必要と認めるものを協議会に参加させることができる。

会	長	事務局長	
副	会	長	総務部長
副	会	長	業務担当部長
委	員	総務課長	
委	員	業務担当課長	

(業務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を扱う。

- (1) 不正発生要因の把握
- (2) 具体的な競争的資金不正使用防止計画の策定及び実施
- (3) 不正発生要因に対応する改善策の策定及び実施
- (4) 適切なチェック体制の構築及び財団内ルールの統一についての提言
- (5) 財団内の研究管理に関する内部監査の実施
- (6) 「財団における競争的資金活用行動規範」の浸透を図るための方策の推進

(報告)

第4条 会長は、理事長に対して前条各号に掲げる事項の進捗状況について、随時報告するものとする。

(事務)

第5条 協議会の事務は、総務課及び業務担当課が協力して行うものとする。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 財団法人科学技術交流財団競争的資金不正使用防止協議会設置要綱（平成20年2月1日施行）は、この要領の施行をもって廃止する。
- 3 この要領の規定は、この要領の施行の日以後から適用し、同日前の事案については、財団法人科学技術交流財団競争的資金不正使用防止協議会設置要綱（平成20年2月1日施行）の例による。